

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 浅野 哲君

問1(対政府参考人). 本法案において、「特定業務委託事業者」または「業務委託事業者」は、取引相手が「特定受託事業者」である場合に、給付の内容等の明示等の取引の適正化や就業環境の整備に係る義務を負うこととされているが、「特定受託事業者」であることを誰が判断するのか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 特定受託事業者であることについては、特定受託事業者に業務委託を行うこととなる特定業務委託事業者又は業務委託事業者が判断することになるが、本法案の適用に当たって、最終的な判断を行うのは、本法案の主管省庁である公正取引委員会等である。
2. 行政庁としては、特定業務委託事業者又は業務委託事業者が、取引の相手方が特定受託事業者かどうかを適切に判断できるよう、判断基準等については、ガイドライン等の形で対外的にもお示しすることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 浅野 哲君

問2 (対政府参考人). 本法案では、例えば第3条第1項における業務委託事業者の明示義務に関して、「正当な理由があるものについては、その明示を要しない」とされており、また、第5条の遵守事項に関して1号から3号には「特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに」、受領を拒むことや報酬を減額すること等が禁止されている。「正当な理由」や「責めに帰すべき事由」が幅広く認められてしまうことになれば、特定受託事業者の不利益につながりかねないが、どのような事由が「正当な理由」や「責めに帰すべき事由」に該当するのか。また、それらは、審議会等の公の場において検討されるのか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

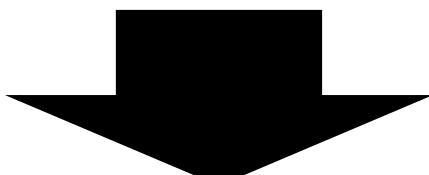
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 本法案において、取引条件の明示義務（第3条）や禁止行為（第5条）を定めているところ、これらの規定と同様の規定は下請代金法にも設けられており、本法案の運用に際しては、下請代金法と同様の解釈を採ることが適当と考えている。



### 【第3条の「正当な理由」】

2. 具体的には、第3条の「その内容を定められないことにつき正当な理由がある」とは、取引の性質上、業務委託に係る発注をした時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合のことをいう。
3. 例えば、ソフトウェア開発委託において、委託した時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、特定受託事業者に対して正確な委託内容を決定できない場合などには、「特定受託事業者の給付の内容」を定められないことにつき正当な理由があると考えられる。
4. ただし、このような場合であっても、定められていない事項について、特定受託事業者と十分に協議をした上で速やかに定めなくてはならず、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を明示しなければならない。

### 【第5条の「責めに帰すべき事由】

5. 第5条について、本法案の趣旨が、取引上の構造的格差が存し弱い立場に置かれやすい特定受託事業者と発注事業者との間の取引適正化を図るもの点にあることに鑑みれば、特定受託事業者の「責めに帰すべき事由」は、限定的に解釈するべきであると考えている。
6. 第5条第1項第1号の「責めに帰すべき事由」については、

- ① 特定受託事業者の給付が業務委託時に定められた内容と異なる場合又は適合しない場合
- ② 特定の期日までに給付することが必要な業務であるにもかかわらず、当該給付が行われず、これにより当該給付自体が不要となった場合

に限り、「責めに帰すべき事由」に該当し得る。

7. これらの「正当な理由」や「責めに帰すべき事由」の具体的な内容については、解釈基準やガイドライン等によって明らかにしてまいりたい。
8. ガイドライン等の策定に当たっては、関係者の意見を幅広く伺って、しっかりと検討してまいりたい。

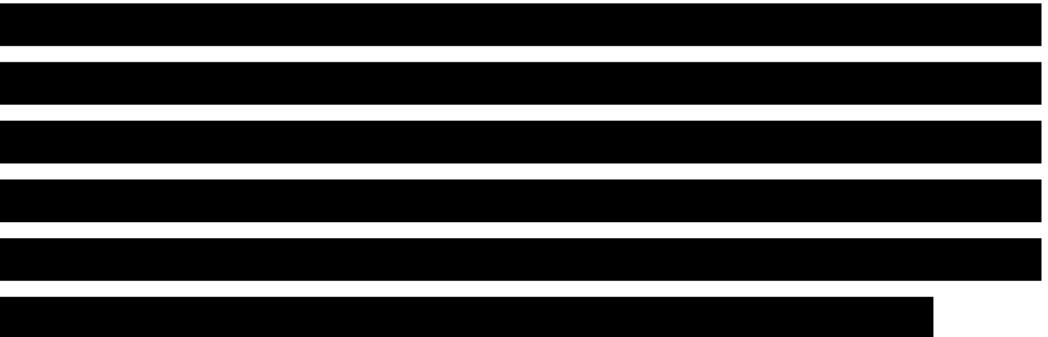
答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局  
フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 浅野 哲君

問3（対大臣）. 本法案では、法の履行確保をはかるため、特定業務委託事業者または業務委託事業者が違反する事実がある場合、特定受託事業者は、公正取引委員会または中小企業庁長官に申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができるとされている。公正取引委員会、中小企業庁長官は必要な調査を行ったうえで、「申出の内容が事実であると認めるとき」は、法律に基づいた措置をとらなければならぬとされているが、調査と申出の内容が異なり、特定受託事業者が調査に異議がある場合について、異議申し立てを認めるべきではないか。

【注】



1. 行政庁に対する申出に関する一般的な規定としては、行政手続法第36条の3第3項の規定が存在する。行政手続法では、「行政庁に対する申出」は職権発動の端緒としての情報提供にとどまり、「調査・処分を行うか否かについては、行政庁に裁量があるとされている」と解釈されている。



2. 本法案における申出制度も、行政手続法の申出制度と同様に、所管省庁の職権発動の端緒としての情報提供にとどまり、
  - ・ 調査・処分を行うか否かについては、所管省庁に裁量があり、
  - ・ 特定受託事業者に対して、所管省庁に対する具体的な措置請求権を付与したものではない。
3. また、職権発動の端緒としての情報提供については、特定受託事業者の権利・利益には該当せず、行政庁が調査・処分を行わないことは、不服申立ての対象となる「申請に対する処分の不作為」に該当しないと考えられることから、異議申立ての手続を設けることにはなじまないと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## （参考1）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

### （申出等）

第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

### （申出等）

第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(参考2) 行政手続法(平成五年法律第八十八号)

第三十六条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(参考3) 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）

(不作為についての審査請求)

第三条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、  
当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為  
(法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下  
同じ。) がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為に  
についての審査請求をすることができる。

(参考4) 総務省行政管理局『逐条解説 行政手続法 平成27年4月』  
(271頁~)

「必要な調査」とは、当該行政指導の根拠となる法律に規定する要件に違反するか否か、違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいう。

具体的な内容及び手法については、申出の具体的な内容や当該行政指導の内容、社会通念等に照らして、各行政機関において適切に判断されるべきものであるが、過去にあった類似の申出の対応記録を確認する、関係部局に問い合わせるといった当該行政機関内部における対応経緯等の確認も含むものであり、申出書の記載に具体性がなく、その確認が困難な場合や、既に詳細な調査を行っており、事実関係が明らかで申出書の記載によってもそれが揺るがない場合などは、改めて「必要な調査」をする必要はないと判断されることもあり得る。

(略)

相手方からの申し出を受けて、「当該行政指導の中止その他必要な措置」をとるか否かは当該行政機関が必要な調査を行って見直した結果の職権判断であり、その意味で、本条に基づく申出は、行政機関に必要な措置をとることを促す制度と整理される。また、申出を受けて必要な措置がとられたか否かについては、当該行政指導の相手方である申出人は、行政機関との間で相互にやりとりを重ねる中で、通知がなくとも一般にこれを知り得ると考えられる。したがって、申出の結果について申出人に通知を求める法律上の権利まで付与しなければならないものではないと考えられることから、申出を受けた行政機関の対応の結果については、法律上、申出を受けた行政機関に申出人に対する通知義務を課すこととはしていない。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 浅野 哲君

問4（対大臣）特定受託事業者と特定業務委託事業者には受発注における力関係の非対称性があり、たとえ何らかの取引適正化や就業環境整備に係る事項に違反する事実があったとしても、今後の取引関係に与える影響を考えれば、実際に違反の事実を申し出ることのできる特定受託事業者は多くないのでないかと懸念している。申告制度がしっかりと機能しているか等を検証していく必要があると考えるが、附則の見直し規定における検討については、就業者保護の観点から労働政策審議会など、当事者を含む公開の場において検討するべきではないか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 本法案では、特定受託事業者は、違反事実がある場合には公正取引委員会等に対して、その旨を申し出て、適当な措置を取るべきことを求めることができることとしている。（第6条第1項、第17条第1項）
2. 本法案の規制を実効的なものとし、フリーランスの方々を適正に保護するためには、議員ご指摘のとおり、申告制度がしっかりと機能することが重要。



### 3. このため、

- ・ 本法案第6条第3項及び第17条第3項においては、特定受託事業者が公正取引委員会等に申告したことを理由として、取引停止などの不利益な取扱い（報復措置）をすることを禁止するほか、
- ・ 今後、フリーランス・トラブル110番へ相談を行った方が、よりスムーズに各省庁委の窓口に申告を行うことができるよう、フリーランス・トラブル110番の体制整備を図ることにより、特定受託事業者が申告しやすい環境を整えていく予定である。

### 4. また、本法案附則の「検討規定」に基づき、関係者からよく意見をお聞きしながら、申告制度がしっかりと機能しているかどうか、施行後3年を目途に検討を行ってまいりたい。

（更に、「就業者保護の観点から労働政策審議会など、当事者を含む公開の場において検討するべきではないか」と問われた場合）

### 5. （労働政策審議会で検討するかどうか現時点で明言することは差し控えるが、）いずれにしても、フリーランスの方々、フリーランスに委託を行う方々など多様な当事者の意見を丁寧にお聞きしながら検討していきたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## （参考）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

### （申出等）

第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

### （申出等）

第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

## 附 則

### （検討）

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。